

名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年12月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第131号

名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市営住宅条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

第32条の 3 第 1 項第 2 号中「所有者」の次に「又は使用者」を加える。

別記第30号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

駐車しようとする自動車	車名及び車種	
	自動車登録番号 又は車両番号	
	所有者氏名	
	使用者氏名	

」

を

「

駐車しようとする自動車	車名及び車種	
	自動車登録番号 又は車両番号	
	所有者氏名又は 使用者氏名	

」

に改める。

(名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部改正)

第2条 名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成9年名古屋市規則第115号）

の一部を次のように改正する。

第17条の3第1項第2号中「所有者」の次に「又は使用者」を加える。

別記第15号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

駐車しようとする自動車	車名及び車種	
	自動車登録番号 又は車両番号	
	所有者氏名	
	使用者氏名	

」

を

「

駐車しようとする自動車	車名及び車種	
	自動車登録番号 又は車両番号	
	所有者氏名又は 使用者氏名	

」

に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則（以下「改正前規則等」という。）の規定に基づいて提出されている駐車場使用申込書は、この規則による改正後の名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則（以下「改正後規則等」という。）の規定に基づいて提出されたものと

みなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前規則等の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則等の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができます。